県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　　次（＊については県例規集登載事項）　　（取扱課室名）　ページ

○　公安委員会規則
＊2　和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1
○　告示
268　指定自立支援医療機関の指定　（障害福祉課）...... 2
269　〃　（　〃　）...... 2
270　〃　（　〃　）...... 2
271　道路の区域変更　（道路保全課）...... 3
272　〃　（　〃　）...... 3
273　道路の供用開始　（　〃　）...... 3
274　道路の区域変更　（　〃　）...... 4
275　〃　（　〃　）...... 4
276　〃　（　〃　）...... 4
277　急傾斜地崩壊危険区域の指定　（砂防課）...... 5
278　都市計画事業の事業計画の変更認可　（下水道課）...... 5
○　選挙管理委員会告示
15　政治団体の届出事項の異動の届出 6
16　政治団体の解散の届出 7
17　政治団体の設立の届出 8
18　資金管理団体の届出 9

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月7日

和歌山県公安委員会委員長　竹　田　純　久

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第42条　警備課においては、次の事務をつかさどる。 ⑴・⑵　略 <u>⑶</u>　<u>警衛対策室の運用に関すること。</u> <u>⑷</u>　略	第42条　警備課においては、次の事務をつかさどる。 ⑴・⑵　略 <u>⑶</u>　略
第42条の３　略 ２　警衛警護室においては、次の事務をつかさどる。 ⑴　警衛に関する<u>こと（警衛対策室の所掌に属</u>	第42条の３　略 ２　警衛警護室においては、次の事務をつかさどる。 ⑴　警衛に関する<u>こと</u>。

するものを除く。）。 ⑵　警護に関すること（警衛対策室の所掌に属するものを除く。）。 第42条の４　警備課に、警衛対策室を附置する。 ２　警衛対策室においては、次の事務をつかさどる。 ⑴　第35回全国「みどりの愛護」のつどいにおける警衛に関すること。 ⑵　第35回全国「みどりの愛護」のつどいにおける警護に関すること。 第42条の５　略	⑵　警護に関すること。 第42条の４　略

附　則

この規則は、令和5年3月13日から施行する。

告　　示

和歌山県告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
わかば薬局	海南市井田146-4	-	江川紀子	令和5.3.1

和歌山県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
そうごう薬局紀の川粉河店	紀の川市粉河451-11	堀切わかな	令和5.3.1

和歌山県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社Stable&Comfort	有田郡湯浅町大字湯浅2799番地	グルー訪問看護ステーション	令和5.3.1

和歌山県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　道路の種類　一般国道

2　路線名　370号

区　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
海草郡紀美野町鎌滝字日裏153番1地先から同町鎌滝字恩徳412番4地先まで	旧	4.38 〜 10.63	383.98	出口橋　L=6.70
同上	旧	9.20 〜 24.20	328.15	新出口橋　L=14.00
同上	新	9.20 〜 24.20	328.15	新出口橋　L=14.00

和歌山県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　道路の種類　一般国道

2　路線名　424号

区　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字小川字下新田801番3地先から同町大字小川字五四三1487番3地先まで	旧	3.60 〜 10.80	1,319.57	

和歌山県告示第273号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

道路の種類　一般国道

路線名　480号

供用開始の区間　伊都郡高野町大字花坂字木戸口586番15地内

供用開始の期日　令和5年3月7日

和歌山県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　道路の種類　県道

2　路線名　御坊由良線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
御坊市湯川町小松原字瀬崎坪602番18地先から日高郡美浜町大字和田字志賀増2236番2地先まで	旧	6.50 ～ 12.40	647.80	御倉橋 L=31.92 塩崎橋 L=16.70
同上	新	11.60 ～ 19.00	646.80	御倉橋 L=31.92 御倉橋歩道橋 L=35.90 塩崎橋 L=16.70 塩崎橋歩道橋 L=24.00

和歌山県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　道路の種類　県道

2　路線名　那智勝浦熊野川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
新宮市熊野川町西字小口225番1地先から同市熊野川町上長井字小口402番1地先まで	旧	2.80 ～ 7.10	364.09	小口橋 L=15.00

和歌山県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　道路の種類　県道

2　路線名　芳養清川線

区　間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町清川字本ノ谷2654番25地先から同町清川字堂ノ平2721番1地先まで	旧	3.90 ≀ 17.70	798.00	
同上	新	3.90 ≀ 17.70	798.00	
同上	新	9.20 ≀ 37.30	604.70	

和歌山県告示第277号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

上六川天石地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱1号と6号を結ぶ線は里道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡　市	町　村	大　字	字	地　番	備　考
1号	有田郡	有田川町	上六川	天石	138番	
2号	〃	〃	〃	〃	167番1	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	140番1	
5号	〃	〃	〃	〃	〃	
6号	〃	〃	〃	〃	138番	

和歌山県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月7日

和歌山県知事　岸　本　周　平

1　施行者の名称

由良町

2　都市計画事業の種類及び名称

由良都市計画下水道事業　由良町公共下水道

3　事業施行期間

自　平成15年3月24日

至　令和11年3月31日

4　事業地

(1)　収用の部分

変更なし

(2)　使用の部分

変更なし

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長　小　濱　孝　夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異　動 年月日
自由民主党和歌山県第三選挙区支部	二階俊博	会計責任者	高垣太郎	福島康行	令和 5.1.10
自由民主党和歌山県宅建支部	角幸彦	会計責任者	西川純司	岩端芳則	令和 4.6.22
自由民主党紀の川市支部	中西正人	主たる事務所の所在地	紀の川市貴志川町前田187	紀の川市東三谷112	令和 5.1.27
		代表者	中西正人	根来公士	

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異　動 年月日
裕和会	中村裕一	代表者	中村裕一	野村義夫	令和 4.12.18
本間奈々と和歌山の未来をつくる会	本間奈々	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体	令和 4.10.1

本間奈々と和歌山の未来をつくる会	本間奈々	国会議員関係政治団体の区分 （公職の種類） （公職の候補者の氏名及び公職の種類）	法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 本間奈々、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 4.12.15
二階俊博新風会	榎本長治	会計責任者	高垣太郎	柿木宏允	令和 5.1.10
山本大後援会	小笠原知弘	主たる事務所の所在地	日高郡由良町網代252-2	日高郡由良町大字江ノ駒36-1	令和 5.1.16
		代表者	小笠原知弘	山本秀輝	
活気ある住みよい和歌山市をつくる会	琴浦龍彦	代表者	琴浦龍彦	引地延子	令和 5.1.12
		会計責任者	寺岡則行	宅田潤司	
MELON和歌山社会活動委員会	河原田壮	代表者	河原田壮	清水輝彦	令和 5.1.18
		会計責任者	清水輝彦	岩本寿白	
角寛会	角純子	代表者	角純子	角将範	令和 5.1.19
和歌山県宅建政治連盟	角幸彦	会計責任者	西川純司	岩端芳則	令和 4.6.22
間所正好後援会	松本秀夫	代表者	松本秀夫	岡山重人	令和 5.1.23
紀の川市仁坂吉伸後援会	根来公士	会計責任者	今城崇光	林信良	令和 5.1.24
森下誠史後援会	小澤勇	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町三尾82-11	日高郡美浜町三尾110	令和 5.1.27
		代表者	小澤勇	福田秋	

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

　　令和5年3月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長　小　濱　孝　夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解　散 年月日

にさか吉伸日高郡後援会	松本秀司	令和 4.12.31
にさか吉伸印南町後援会	日裏勝己	令和 4.12.31
仁坂吉伸みなべ町後援会	小谷芳正	令和 4.12.31
仁坂吉伸由良町後援会	山名実	令和 4.12.31
塚寿雄後援会	中岸誠	令和 4.12.31
ふたば昌彦後援会	山口榮	令和 4.12.31
仁坂吉伸日高川町後援会	久留米啓史	令和 5.1.10
たまき一郎後援会	岡魏	令和 5.1.19
元気な和歌山をすすめる会	須佐忠史	令和 5.1.23
仁坂吉伸日高町後援会	松本秀司	令和 5.1.31

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長　小　濱　孝　夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
前田ひこなお後援会	前田彦尚	泊里幸男	伊都郡九度山町慈尊院114-12	令和 5.1.12
御坊を活性化し発展させる市民の会	辻本正人	村瀬寛行	御坊市島811-11	令和 5.1.13
はにや高夫後援会	田代哲郎	平松泰清	海草郡紀美野町動木474-28	令和 5.1.17
たまき一郎後援会	岡眞治	山﨑茂樹	日高郡由良町門前1004	令和 5.1.19
友志会	川口健男	山口明子	日高郡由良町大引759	令和 5.1.23
加藤あつや後援会	加藤充也	加藤彰久	和歌山市和歌浦南3-5-19　PAL片男波206	令和 5.1.25
田中かずひと後援会	田中和仁	田中和仁	橋本市隅田町河瀬401-2	令和 5.1.31
吉良やすとし後援会	吉良康利	吉良康利	新宮市下田1-1-29	令和 5.2.8

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長　小　濱　孝　夫

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
加藤充也	和歌山県議会議員	加藤あつや後援会	和歌山市和歌浦南3-5-19 PAL片男波206	令和 5.1.25